

# 奈良県と河合町との財政健全化の推進に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び河合町（以下「乙」という。）は、乙の財政健全化の推進に係る取組に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、乙の財政状況について甲及び乙が連携・協力して取組むことで、その改善を図ることを目的とする。

## （財政健全化計画の策定等）

第2条 乙は、令和4年度から令和8年度までの5年間で、令和元年度における経常収支比率から5ポイント以上引き下げる目標とする財政健全化計画（以下「計画」という。）を別紙のとおりとし、具体的取組を進める。

2 前項の計画は、乙が乙の議会の了承を得た上で、速やかにこれを公表するものとする。

## （県の支援）

第3条 甲は、乙の財政状況の改善及び将来にわたる財政運営の健全化を図るため、令和3年度予算の範囲内で財政支援を行うものとする。

2 甲は、乙の計画期間内の取組を促進するよう必要な助言や情報提供等を行うものとする。

## （支援の内容）

第4条 第3条第1項に定める甲による財政支援は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 地方債の繰上償還に必要な経費のうち元金に対する奈良県市町村振興資金による無利子貸付
- (2) 地方債（公的資金に限る。）の繰上償還に必要な補償金に対する補助
- (3) 令和3年度に実施する公共施設等の整備事業に対する奈良県市町村振興資金の無利子貸付
- (4) 過年度に貸付を行った奈良県市町村振興資金貸付金の返済期間の繰延

## （報告等）

第5条 乙は、策定された計画の達成状況を毎年度乙の議会及び甲へ報告し、公表するものとする。

2 乙は、第2条第1項に定める計画目標を達成する見込みが立たなくなった時は、甲と協議の上、新たな取り組みを検討するなど計画を見直すことにより、当初の目標達成に向けて取り組むものとする。

## （その他）

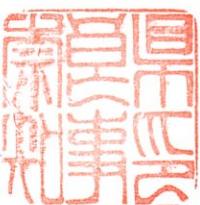
第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月27日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井 正吾



乙 北葛城郡河合町池部1丁目1-1

河合町長 清原 和人

